（保険関係の成立についての申込み）

第百七十九条　保険資格者は、法第百七十七条第一項の規定による申込みをするときは、保険期間の開始前で事業規程で定める日までに、申込書に次に掲げる書類（第四号に掲げる書類にあっては青色申告書を提出する期間が保険期間の開始の日の属する年の前年のみである者に限り、第五号に掲げる書類にあっては第百八十三条第一項に規定する期間において営農不能年がある者に限る。）を添付して全国連合会に提出しなければならない。ただし、第一号及び第三号に掲げる書類のうち保険期間の開始の日の属する年の前年のものにあっては確定申告をした後、遅滞なく、提出しなければならない。

一～四　（略）

五　営農不能年に該当する事実を証明する書類

２～４　（略）

（基準収入金額の算定の基礎とする農業収入金額に係る期間）

第百八十三条　法第百七十九条第三項の農林水産省令で定める期間は、次のとおりとする。

一　個人にあっては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの五年間（保険期間の開始の日の属する年の前年までの青色申告書を提出した期間（営農不能年を含む。次号において同じ。）が五年間に満たない者にあっては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの当該期間）

二　（略）

２　（略）

（基準収入金額の設定方法）

第百八十四条　（略）

２～４　（略）

５　前条第一項に規定する期間（営農不能年を除く。）のいずれかの年（法人にあっては、事業年度。以下この項において同じ。）において気象災害により保険資格者の対象農産物等が甚大な被害を受けた場合には、第一項の準則に従い、当該年における農業収入金額に一定の調整を加えて得た金額を当該年における第一項の農業収入金額とすることができる。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後の規定は、令和七年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第二号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の施行に伴い、並びに地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十二条の二第一項及び第十九項並びに第二十二条の三第一項の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

（保険関係の成立についての申込み）

第百七十九条　保険資格者は、法第百七十七条第一項の規定による申込みをするときは、保険期間の開始前で事業規程で定める日までに、申込書に次に掲げる書類（第四号に掲げる書類にあっては、青色申告書を提出する期間が保険期間の開始の日の属する年の前年のみである者に限る。）を添付して全国連合会に提出しなければならない。ただし、第一号及び第三号に掲げる書類のうち保険期間の開始の日の属する年の前年のものにあっては確定申告をした後、遅滞なく、提出しなければならない。

一～四　（略）

（新設）

２～４　（略）

（基準収入金額の算定の基礎とする農業収入金額に係る期間）

第百八十三条　法第百七十九条第三項の農林水産省令で定める期間は、次のとおりとする。

一　個人にあっては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの五年間（保険期間の開始の日の属する年の前年までの青色申告書を提出した期間が五年間に満たない者にあっては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの当該期間）

二　（略）

２　（略）

（基準収入金額の設定方法）

第百八十四条　（略）

２～４　（略）

５　前条第一項に規定する期間のいずれかの年（法人にあっては、事業年度。以下この項において同じ。）において風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害により保険資格者の対象農産物等が甚大な被害を受けた場合には、第一項の準則に従い、当該年における農業収入金額に一定の調整を加えて得た金額を当該年における第一項の農業収入金額とすることができる。